

ストレスチェック実施者 養成研修

労働安全衛生法改正に伴い義務化されたストレスチェック制度を事業場で実施するにあたり、医師または保健師が「実施者」となる必要がありますが、本研修を受講することにより歯科医師及び看護師、精神保健福祉士、公認心理師の方もストレスチェック実施者になることができます。※本研修は、厚生労働省通達(平成27年5月1日 基発0501第4号)及び平成30年8月9日 基発0809第2号に定められた必要な事項を網羅した内容(標準カリキュラム参照)となっています。

※ストレスチェックは今後、50人未満の小規模事業場でも義務化される予定です。

開催日・会場

第1回 2025年 9月19日(金) 大阪
第2回 2025年 11月17日(月) 東京

標準カリキュラム

10:00~17:00

AM

労働者の健康管理
労働衛生関係法令…等

PM

事業場におけるメンタルヘルス対策
健康の保持増進を図るための労働者個人及び集団に対する支援の方法…等

※会場により、開始・終了時刻が異なる場合がありますので、各申込先にご確認ください。
<詳細はホームページでご確認ください>
<受講資格により科目免除がございます>

受講資格

歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師

参加費

- 賛助会員 15,840円
- THP登録者 15,840円
- 一般 17,600円

科目免除の参加費等はホームページでご確認ください。 ※資料代、消費税含む

取得単位

THP 指導者 登録更新単位 3単位(但し科目免除の場合は2単位)

▶▶詳細・お申し込みはホームページから



お問い合わせ先

中央労働災害防止協会

中災防 ストレスチェック実施者

検索

東京：健康快適推進部企画管理課 TEL 03-3452-2517

大阪：大阪労働衛生総合センター健康快適推進室 TEL 06-6448-3840